会員規程

認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会(以下、当法人)の会員の種類、会員の 入会・退会、会員台帳、会費・寄付金の種類、会員の活動、会員の除名及び寄付金控除証明に関する基準を定めることを目的とする。

(会員の種類)

- 第2条 会員の種類は、以下による。
 - (1) 正会員 当法人の定款に定める目的に賛同し、当法人の維持運営に資するために、定期的に正会員会費を納入する個人および団体をいう。正会員は、総会における議決権を有するものとする。
 - (2) 賛助会員 当法人の定款に定める目的に賛同し、当法人の維持運営または事業に資するために、定期的 に賛助会費を納入する個人、法人及び代表者の定めのある団体をいう。 賛助会員は、総会において議決 権を有しないものとする。ただし、予め届け出ることにより、総会に出席して意見を述べることができる。

(会費の種類)

- 第3条 会費の種類は、以下の2種類とする。
 - (1) 正会員会費 正会員は、1年ごとに1名、1万2千円を当法人に納入する。当法人の維持運営に使用する。
 - ただし、学生は6千円とする。
 - (2) 賛助会員費 正会員及び賛助会員が、年間6千円以上の任意の額を当法人に納入する。当法人の維持運営または事業に使用する。

(会員の入会及び承認)

- 第4条 当法人会員への入会に当たっては、当法人の定款に定める目的に賛同し、本規程を承認のうえ、当法人が別に定める入会申込書により当法人に申し込むものとする。
 - 2 当法人理事会が、前項に従って登録申請を承諾した場合、会員台帳に住所・氏名・連絡先等を記載し、当該登録申請者に対し、入会承認を通知するものとする。
 - 3 会員は、住所・氏名その他当法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更届を当法 人に提出するものとする。
 - 4 当法人は、当該登録申請者が以下の項目に該当する場合、入会の承認をしない場合がある。
 - (1) 過去に、当法人の会員資格の取消が行われている場合。
 - (2) 入会申込書内容に、虚偽の申請をした場合
 - (3) 当法人の定款に定める目的に照らし、当法人が会員とすることを不適切と判断した場合

(会費等の納入)

第6条 正会員・賛助会員は、毎年、正会員会費・賛助会員費を、会員総会開催日までに、指定口座に納入する ものとする。

ただし、予め届け出て、会費を、分割して納入することができる。

(会員台帳)

- 第7条 正会員及び賛助会員について、以下に掲げる項目を会員台帳に記載する。
 - (1) 住所・氏名・連絡先
 - (2) 入会及び退会の年月日
 - (3) 納入された会費などの種類及び金額、納入年月日

(4) 匿名希望の有無

(寄付金控除証明書の発行)

- 第8条 法令の定めるところにより、正会員費は寄附金控除の対象にはならないが、賛助会員費には、他の目的 寄附金と合算した寄付金控除証明書を発行することができる。
 - 2 寄付金控除証明書の発行を希望しない賛助会員は、申し出により、これを送付しない。
 - 3 法人格を有しない団体には、寄付金控除証明書を発行しない。

(会員資格の取消)

- 第9条 当法人は、正会員又は賛助会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、当該会員への事前通 知及び催告することなく当法人の会員資格を直ちに取り消すことができる。
 - (1) 会員台帳に記載されるべき申し出内容が虚偽である場合
 - (2) 当法人の運営を妨害し、または、信用を棄損した場合
 - (3) 正会員にあっては3年以上正会員会費を滞納した場合、及び、賛助会員にあっては、3年以上賛助会 費の納入がない場合
 - (4) 当法人の定款又は本規程のいずれかに違反した場合
 - (5) 本人が死亡し、または、法人或は団体が解散した場合
 - (6) 別に定める禁止事項違反があり、改善されない場合
 - (7) その他、当法人の定款に定める目的に照らし、会員として不適当と判断される場合
 - 2 資格を取り消された場合、既に納入された会費等の払い戻しは一切行わないものとする。

(退会)

第 10 条 正会員及び賛助会員は、退会する場合、当法人に通告することにより、任意に退会することができる。

2 退会する場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。

(禁止事項)

- 第11条 正会員及び賛助会員は、当法人による活動に当たり、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
 - (2) 他の会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
 - (3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
 - (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
 - (5) 当法人の運営を妨げる行為及び信用を毀損する行為
 - (6) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為(当法人が承認した場合を除く)
 - (7) その他、当法人の定款に定める目的に照らし、不適切と判断される行為

(免責事項)

- 第 12 条 当法人は、正会員または賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責を一切負わない ものとする。
 - 2 正会員または賛助会員が、他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、正会員または賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとする。
 - 3 正会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、 当法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(協議及び管轄裁判所)

- 第 13 条 当法人と正会員または賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。
 - 2 協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を正会員または賛助会員と当法人の専属的合意管轄裁判所とする。

(規程変更)

第 14 条 本規程は、正会員及び賛助会員の了承を得ることなく、理事会が変更する。この変更は、当法人が提供する手段を通じ、随時会員に対して発表するものとする。

(附則) 1 本規定は、令和5年 4月 1日から施行するものとする。

以上